

令和6年7月25日  
電力・ガス取引監視等委員会

## 電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について 経済産業大臣に建議しました

電力・ガス取引監視等委員会(以下「当委員会」といいます。)は、電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について、経済産業大臣に建議しましたので、お知らせいたします。

### 1. 概要

当委員会では、小売電気事業における市場環境の変化などを踏まえ、電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置のあり方に関し、下記の内容について、昨年12月26日に開催された第92回制度設計専門会合で検討しました。

- ① 電気関係報告規則に基づく定期報告に関する事項
- ② ガス関係報告規則に基づく定期報告に関する事項

これらの内容について、定期報告の報告様式のデジタル化(DX化)に係る検討状況も踏まえ、昨日開催された第525回電力・ガス取引監視等委員会で審議を行った結果、関係法令に関し、所要の制度的措置を図る必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定及びガス事業法第180条第1項の規定に基づき、添付資料のとおり、経済産業大臣に建議しました。

### 2. 添付資料

[電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について\(建議\)](#)

(本発表資料のお問合せ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局  
取引監視課長 下津  
担当者:小松、山下、古田、野崎  
電話:03-3501-1552(直通)